

子育て家庭を支える保育所給食の役割

—家庭生活の理解と支援に向けての若干の考察—

小口将典

The Role of Nursery School-Lunch for Supporting Parents at the Child-Care Period

—The Review of How to Understand and Support a Family-Life—

Masanori Oguchi

要旨：食の提供とその保障は、これまで社会福祉援助の重要な一部として位置づけられてきた。近年の子どもや子育て家庭を取巻く環境の変化は、潜在した問題を抱える家庭がなにも特別な家庭ではなく、きわめて一般的な問題として広がりつつある。

そこで、本研究では、児童福祉施設においてもっとも身近な保育所の「給食」に着目し、今日的な課題やニーズを明らかにしながら、家庭での生活を視野に入れた保育実践について名古屋市の現状から考察し、さらに「食」を視点にしたソーシャルワーク実践への可能性について検討を加えた。

Keywords： 保育所、給食、生活理解、家庭支援、ソーシャルワーク
Nursery School, School-lunch, Life Understanding, Support a Family-Life,
Social Work

1. はじめに

食の提供とその保障は、歴史を通じて社会福祉援助の重要な一部として位置づけられてきた。「食」の提供は生活全体を支えることにつながっており、その提供や保障のなかに、生活支援に関わる幾つかの基本的理念と方法もまた見出されている。

戦後、日本では「欠食児童」への対応は急務であったし、必要最小限度の栄養をすべての人に保障し、栄養水準の向上を図ることが病気の予防や生活水準の向上につながってきた。昭和22年の児童福祉法公布後、保育所での給食は必置となっており、これまで子どもの成長を支えると共に、子育て家庭の生活を支えながら今日に至っている。

保育所の長い歴史のなかでこれまで「食」に対して、とても大切に取組んできた保育所は多く、給食場面だけに限らず、日常の保育活動のなかでも様々な体験的な活動や学習の場を通して、人との関わり、命をいただくことの意味、そこでのマナーなど生涯にわたる食生活の基礎と、生活全体にわたる基盤を子どもたちに培わせてきている。

近年の、核家族化の進展や女性就労率の増加、生活時間の夜型化など子育て家庭を取り巻く環境の変貌は、親族や地域との人間関係の弱体化をより一層進め親の育児不安を深刻化させた。潜在した問題を抱える家庭がなにも特別な家庭ではなく、きわめて一般的な問題として広がりを見せつつある。こうした背景をもとに、保育所には早朝・延長保育の実施など時代のニーズへの変換が必要となり、子どもの生活リズムの維持や昼食以外の食の保証、食物アレルギーを持つ子どもの増加など、個別の給食対応や親への相談支援体制の充実など食を通じた新たな保育実践への転換が求めら

れている。

子どもがその生活時間の大半を過ごす保育所は、子どものわずかな変化や家庭の生活問題を認識することができるもっともその可能性が高い機関であるといえる。なかでも給食場面は、「子どもの変化をとらえやすい」「家庭でのしつけや親子の関わりが理解しやすい」場であると一般的に言われており、安部¹⁾は、「午前中、生気がなく無表情であったり、イライラして不機嫌であった子どもが、給食を食べたとたんに、別人のように生気を取り戻して機嫌がよくなり、保育所の働きかけに笑顔で応じるようになったという事例は、多くの保育所で報告されている」と述べており、生理的、心理的にも子どもの態度として現れてくることを示している。

このように、家庭での生活や親子関係が子どもの態度に表れやすい給食場面でこれまで保育士たちは様々なことを考え、試行錯誤の保育実践を繰り返し、そのノウハウを蓄積してきたに違いない。今日のように多様で潜在化した生活問題を抱える子育て家庭への対応が求められるなかで、現実としての子育て家庭の生活を具体的に理解し、その実態から問題を捉えなおし、改めて社会福祉や保育の方法・技術の意味と位置づけをする契機にきているのではないだろうか。また、これまで保育所で働く保育士が、ソーシャルワーカーとして位置づけられることは少ないが、地域における子育て支援の拠点としての中心的な役割を担う今、直面する家族の問題や課題と向き合い支援していく知識と技術が求められ、そこでは保育実践におけるソーシャルワークの視点は必要不可欠となってくるだろう。

そこで、本研究では保育実践のなかで家庭生活や子どもの変化が捉えやすい「給食」に着目し、給食場面の子どもの客観的な問題認識を深めながら、保育所における給食の役割と、家庭での生活を視野に入れた保育実践の可能性について探求することとした。そして、その探求は、子どもと子育て家庭生活の複雑性をつかみ理解を深めることが保育や子育て支援で求められるなかで、できる限り生活の現状に迫り、今直面している育児の困難さや辛さ、または喜びを真正面から受けとめ現実に即した支援の糸口になるのではないかと考えたからである。

本小論は、その研究の序論を担おうとするものである。戦後から続く保育所給食がどのように位置づけられ子どもの成長と家庭を支えているのか、その現状を紐解きながら、今日の社会情勢における「給食」の位置づけと、家庭への支援を含めた「給食」の視点について本学の星ヶ丘キャンパスが所在する名古屋市の保育所の取組みと状況から考察したい。

2. 子育てにおける食事と保育所給食の意味（研究の視点）

食事は毎日繰り返される生活の営みであり、その準備から後片付けまでの一連の行為は、一日の生活のなかでは大きな比重を占めている。それは子育て労働においても同じであり母親が食事に関して多くの戸惑いや悩みを持っていることは幾つかの子育てに関するアンケート調査などにおいても示されている。乳幼児期の食の営みは、身体的な栄養の摂取とともに、親子の愛情や親密さの相互伝達の間であり、子どもの発達、家族の絆と愛情を育てる上でも極めて重要な生活行為であるといえよう。また、家族が集まり毎日繰り返される食事は、子どもへのしつけの場としての機能を有しており、そこで親は有効な叱り方や褒め方を工夫したり、適切な動機付けへの配慮、説明など子どもへの意図した働きが多く行なわれ、生涯にわたる生活習慣形成を培う場として重要な機能を有している。

このように、食事場面で親子はさまざまな交流活動を通して多くの要素を食として味わいながら愛情を深め、心身の成長につなげている。子どもへの食卓場面の及ぼす影響については、社会学・心理学・栄養学など多分野において研究がなされているが、室田²⁾は「(いつもの家族)という特定の人と、(テーブルの幅ほどの)近い距離で、(食事が済むまでは席を立たないのが礼儀という)

持続する時間の共有の中で、(毎日、毎回という高い頻度の)繰り返しの体験をする、という四つの条件が関与する経験であるゆえに、人格形成から生活感覚の形成までは決定的なものとなる」とし、「食卓での家族の会話や態度、雰囲気を通して子どもたちは人の考え方や価値観、物事を処理する感覚、判断基準など多くの手がかりを具体的に取り入れていく」と述べ、食卓の人間関係のなかで多くの心理的な感覚と対人関係の技術(スキル)を手に入れていくとしている。

毎日、家庭と保育所を行き来する子どもの生活のなかで、家庭での親との関わりやしつけ、環境、生活リズムなどその多くが保育所での子どもの姿に反映される。乳幼児期の食事の意味については上述した通りであるが、これらを踏まえ本研究において保育所給食に着目したのは次の通りである。①子どもの変化や家庭状況を捉えるうえで、すべての子どもが対象となり、極めて具体的な情報を示してくれる領域でなければならないが、保育所における給食はそれに当てはまる。②それは自分で食べられなかったり、食欲がなかったり、マナーが悪かったり、その給食場面の一つひとつの子どもの行動が大きな意味のある情報になるからである。③また、子どもにとっては生理的、心理的にも影響を及ぼす場面であり、それは家庭での親子の関わりや生活と直結していることが多く、④その時々の子どもの情緒を反映し、また情緒を作り出す場として給食場面は機能しており、⑤さらに、親のみならず保育士たちも食事に関して戸惑いや悩みを抱えていることが多いと考えたからである。

そして、合わせて付け加えるなら、窪田³⁾が「生活を支える社会的な営みとしての社会福祉のなかで食事がどのように取り扱われているかをみることで、社会福祉サービスの質を理解する可能性が開かれるのではなかろうか」と述べるように、児童福祉施設においてもっとも身近な保育所での食事がどのような重みを持ち、保育のなかで実践されているのか、その取り扱われ方をみることにより、⑥今日の子どもや子育て家庭に対する福祉の質や価値、あるいは求められているニーズについて、ある一定の洞察ができるのではないかという私見からである。

3. 戦後の保育所給食の位置づけ

1947年(昭和22)の戦後間もない頃に、児童福祉法が施行され保育所の設置が具体的に示された。それに基づき定められた、児童福祉施設最低基準のなかで「給食」の位置づけが明確になされ、第11条に「児童福祉施設において、入所している者に給食をするときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない」、第32条に「調理室を設けること」と示された。さらに、1951年(昭和25)に定められた児童憲章のなかでも「すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる」と示され、戦後、保育所においてはこれらの理念を出発点として子どもへの給食の提供がなされている。

いうまでもなく戦後の食糧難時代に児童への栄養補給を主目的として始まった給食制度は、困窮・貧困救済がねらいであった。また、戦争未亡人が増え、生活のために女性も働かざるをえない時代のなかで、日中に子どもを預かってくれる保育所の役割は、その頃の家庭生活を支え、「とにかく保育所に預ければ食べものを与えてもらえる」という親の思いも容易に推察できるだろう。1960年代の保育所給食を水嶋⁴⁾は、「乳児8人に保育者1人の保育は、みかん箱に布団を詰めてそこに0歳児を寝かせてそこでミルクを飲ませたり、毎日おじやのような離乳食を食べさせたり、幼児には汁かけ飯を食べさせているのが実態だった。そこにあるのは『より良く食べる』という発想の前に『とりあえずミルクを飲ませなければ』『とにかく食べさせて』という最低限の保育内容であった」と述べている。保母の人員の問題や、「保母が持ち回りで給食室に入っていた」といった実態からは保育所給食の内容まではこの頃はまだまだあまり重視されていなかったといえよう。

その後、高度経済成長をむかえ、核家族化・都市化の急速な進行、女性労働者の拡大、それに伴う

生活様式の変容など様々な要因によって保育所の数が増えていくなかで、保育内容充実の見直しが図られ、保育所給食への考え方や質も次第に変わっていく。例えば、母親の産休明け保育の需要が高まるなかで、乳幼児の受入れや長時間保育が実施されるようになり、授乳、集団離乳、離乳食などへの配慮がなされたり、手作りのおやつなども作られ、給食内容の中身や食する環境にも注目されるようになってきた。「給食も保育の一環」として捉えられるようになり、給食内容や保育プログラムとして重視されていくのも1970年代前半の頃である。また、乳幼児に関しては1975年に「母乳運動」を当時の厚生省がスローガンに掲げており、保育所においても冷凍母乳による授乳が広がりはじめたのもこの頃である。冷凍母乳を扱うには、清潔で衛生的な配慮と処置が必要となるが、母乳育児を希望する母親のために調乳室や専用の冷凍庫などが乳幼児を受入れる保育所に設置された。さらに、働く母親にとって搾乳はとても辛いことではあるが、保健師や産科などの病院、また保母などが中心となり相談や指導を行いながら、母乳での育児の精神的な支援を含めた体制も次第に整備されていく。1970年代は、保育所拡充のなかで子育て家庭の願いや要求を保育所が受け止めながら、保育内容の充実とともに、給食も量から質へと劇的に変化し、「調理師一人ひとりも子どもの成長や発達とつなげて、自分の仕事を語れるようになってきた」⁵⁾ 時期である。

1980年代に入ると、アトピー性皮膚炎や食物アレルギーの子どもたちが特に目立つようになってくる。それらの背景には、環境汚染や輸入食品の増加など様々な要因が指摘されているが、そうした皮膚疾患への対応は、これまで皮膚への直接的な治療や日頃のケアに重点が置かれていたが、「食」の内容も治療として重要視されるようになり当然給食での対応も必要となった。集団の給食を調理する給食室では個別の対応や、さらに医師との連携、専門性が求められるなかで、負担を強いられながらも給食担当職員によってアレルギー食を中心とした個別の子どもに応じた給食内容の提供がなされるようになっていった。

そして、1990年代の後半から今日に至っては、特に孤食の問題や生活時間の夜型化、朝食等の欠食などさまざまな問題が指摘され、2004年に「保育所における食育に関する指針」が出され、2009年4月に改定された「保育所保育指針」においても食育への取組みが明確に位置づけられ、各保育所においてはそれぞれの食育実践が求められているところであり、家庭状況や子どもや親の実情に応じたセーフティーネットとして、今日も給食が提供されている。

このように、戦後およそ10年間を区切りとして保育所給食を概観するなかで、それぞれの時代背景のなかで子どもや子育て家庭を取巻く環境やニーズに、どのように保育所がその問題と向き合い、取組んできたのか、その時々保育や家族支援に対する考え方といった、児童福祉への変化が窺われる。また、それは「給食も保育の一環」として捉え、保育内容の質としての充実を図るとともに、保育所が親の願いや子どもの生活実態を的確に受けとめながら確かな発達と安心を保障しようとする取組みであり、子どものためだけでなく、親も子も支える姿勢が保育所食の積み重ねの上に成り立っている。

4. 名古屋市の現状からみる保育所給食の役割

では、今日的な社会情勢や子ども、子育て家庭を取巻く環境のなかでどのような給食が提供され何が問題となっているのか、本学の星が丘キャンパスが所在する名古屋市に着目しながらさらに考察を深めてみる。

名古屋市の保育所数は、いわゆる「ポストの数ほど保育所を」といわれた頃の1961年は公立25カ所、民間103カ所となっており、1975年には公立80ヶ所、民間115ヶ所、2008年現在では、公立123カ所、民間159カ所と次第に数を増やしている。ちなみに、2008年6月現在の総人口は2,244,683人となっており、学齢前児童数は117,823人、そのうち保育所入所児童数は3歳児未満児を合わせて公立

10,927人、民間20,756人となっている。

全国的な保育所へのニーズが高まる同時期の、1965年に公立保育所では乳児保育と長時間保育が実施されるようになり、1972年には産休明け保育の開始、1978年からは障害児の受入れ、1991年には外国人労働者の増加に合わせて外国人児童の入所対策、1994年からは延長保育なども開始されている。民間保育所においても、ほぼ同時期に公立と同じ保育サービスが実施されるようになっていくが、形態としては先進的な幾つかの民間保育所の取組みを公立保育所が続くような形で実施するというのがほとんどである。

近年の社会的状況のなかで、待機児童の問題、地域を視野にいたした子育て支援施策の拡充、延長保育、夜間保育、休日保育などへの更なる保育サービスの拡充などさまざまな対策や取組みが講じられているが、今日的な保育所給食に関して直面している大きな問題として特に以下の4点がいえるだろう。

(1) 生活格差にともなう貧困への問題

労働の不安定や非正規雇用の拡大など子育て家庭の格差の問題が強調されるようになってきており、特に名古屋市近郊の都市は自動車産業を中心とした経済構造が成り立っているため、景気の悪化による生活への影響は子育て世代へも大きな影響を及ぼしている。制度として、その年の保育料は去年の税収で決まるため、非正規雇用の拡大等による不安定労働では計画的な生活が維持できず、特に最近の急激な景気の悪化は保育料の滞納などの問題も出てきている。地域によっては保育所利用者の約2割が生活保護世帯という保育所もあり格差の広がりによる低所得世帯への対応は今後の保育所の大きな課題であるといえよう。

下述する延長保育とも関わるが、母親が小さい子どもを抱えながら働くことは労働の選択を狭め、子どもの病気等によって仕事を休むことになればそのまま給料に反映されてしまうなどの実情がある。合わせて、長時間労働の比率は特に30歳代男性が非常に多く常態化していることが指摘されており、女性にかかる育児の負担はさらに増している。核家族や地域社会との弱体化がいわゆる都市部での子育てはさらに育児への不安や悩みを増大させると考えられ、それぞれの家庭の生活状況と親の雇用環境に応じた柔軟な対応が改めて求められるところである。

こうした生活が困窮する家庭が増えているなかで、「家計を成り立たせるために食事内容が次第に乏しくなっている家庭も目立ってきた」という保育士の意見もあった。経済的な困難を抱える家庭で育つ子どもへの「食」の保障をどのようにしていくのかが現在保育所が直面している一つの課題である。また、いわゆる高学歴化に伴う高収入といわれる家庭においても食の乏しさは否めない。両親の長時間労働により家で料理をするのは週末のみで、毎日の帰宅時に外食をしたり、調理済み食品がほとんどであるという、一方での食の乏しさを感じる場面が多いことも事実である。

経済的な貧困への対応は急務であるが合わせて、これまで家庭内で営まれてきた共同体的関係や養育基盤としての食卓の文化水準の乏しさにどのように対応していくのかが求められている。

(2) 延長保育における夕食の保障

現在名古屋市内の保育所における延長保育の実施機関は、表1に示した通りである。保育所を利用する保護者のそのほとんどが就労していると考えたとき、今日の労働時間の長時間化や、不安定な雇用環境のなかで母親も家計を支えるために働かなくてはならない世帯も増えてきており、延長保育へのニーズは年々増している。特に核家族が中心である名古屋市の子育て家庭において、労働時間に合わせた保育サービスの提供は今後も増え続けると考えられる。大人の生活リズムによって、子どもの生活リズムが左右されることは必至であり近年では、生活時間の夜型化など子どもの睡眠

時間の短縮や、親子の関わる時間の減少、食事に関していえば外食やインスタント食品等の増加による健康面への不安などさまざまな子どもへの影響が危惧されている。

このような、環境の下で名古屋市の民間保育所では夜の給食を提供するところが少しずつ増えており、手づくりの夕食を一食400円程度で提供し、専門のスタッフを配置している保育所もある。ある保育所における夕食内容は、米飯・豆腐入りハンバーグ・人参グラッセ・じゃがいもスープとなっており、いわゆる一汁三菜をなるべく提供できるように工夫がなされ献立が考えられている。

夕食を希望する保護者は年々増加しておりその背景には、就労形態を反映しているのだが、仕事をしているときの親の精神的な安心感にもつながっているようである。それは、家に帰ってから食事の準備をしなくてはいけないということよりも、むしろ迎えが午後7時近くになるなかで、「子どもがお腹を空かしているのではないか」という不安を和らげることにより、親の気持ちの安定につながっている要素の方が強い。事実、延長保育のなかで子どもがお腹を空かしていることへの対応に保育士が戸惑うことが多く、そこにもどかしさを感じる場面が少なくないからである。

無論、夕食の提供している保育所においても、当初は否定的な意見も多かったという。益々、家族との交流の時間を減らす要因となり、子どもが保育所で生活する時間の長時間化と、寝るだけ家に帰るといったような現状が増えてしまうのではないかという負の側面への懸念からである。現在も心配されたような現状になってしまっている家庭も決してない訳ではないが、夕食という保育サービスの一つ選択できるという枠が広がったことにより、「よかった」という意見が大半を占めるようになってきたという。ある母親は、「子どもが夕食を保育所で済ませているが、結局家に帰ってからも少し食べさせてしまうことが多い」と話した。それは、母親としては当然の心境かもしれないが、子どもにとっても保育所での夕食が空腹という欲求への満足につながり、家庭での食事は親子の関わりを通して精神的な満足につながっているのではないかと考えられる。

今後、延長保育の利用がさらに増していくなかで、子どもの視点に立ったときの夕食の在り方と、家族と過ごす時間をどのようにするのかという課題と合わせながら、夕食の提供により子どもと家庭の両面をどのように支えていけるのかを検討しながらさらに考察していく必要があるだろう。

表1 平成20年度の名古屋市における延長保育の実施か所数

公立	1時間延長（午後7時30分まで）	6.1か所
民間	1時間以上（概ね午後7時まで）	8.3か所
	2時間以上（概ね午後8時まで）	7か所
	4時間以上（概ね午後10時まで）	4か所
	6時間以上（概ね午後0時まで）	1か所
計		15.6か所

（名古屋市の保育 平成20年度より抜粋）

（3） 出身文化への対応

名古屋市における外国人登録者数の数は、約67,000人となり10年前の約1.5倍となっている。愛知県は全国で2番目に外国人登録者数が多い自治体となっており、保育所においても外国籍の子どもの受入れと対応は、生活文化や言葉の問題など様々な対応が必要となっている。地域にも差があるが、特に港区の九番団地にはブラジルやペルーなど南米出身の日系人が集中しており、そこに所在する公立の九番保育所では2000年に日本人との比が逆転し、現在では児童数の8割（うち8割がブラジル、残りがペルー、中国、ボリビア、フィリピンなど）が外国籍児童という状況になっている。

雇用の悪化に伴い外国人労働者を取巻く環境も特に厳しくなっており、両親ともに仕事につくことができず生活に困窮する家庭も増え続け、家賃や保育料などが支払えないケースが増えてきている。さらに、そのような生活状況のなかで、帰国をするか在留するかのさらに二重の悩みに直面しながら生活している家庭が多いのも外国籍世帯の特徴である。このような、外国籍世帯においても貧困の問題は今後も大きな課題となってくるだろう。

九番保育所に限らず、名古屋市のほとんどの保育所において外国籍の子どもの受入れをしており、それに伴った対応が必要である。言葉の問題、生活文化の違い、母親同士の交流の問題など様々ではあるが、給食に関していえば、生活や食文化の違いによる、習慣や食事のマナー、味付け、時には宗教食への対応なども必要になることもある。外国籍の子どもの受入れには、その国の食の文化をまず受入れることが第一であり、時間をかけて親から聞きだし、食文化や保育所での生活を理解ししながらお互いの理解を深めていく必要がある。個別で対応しなければならぬケースもあるが、基本的には集団給食のなかで出来る範囲内での対応とはなるが、少しずつ保育所の活動を通して、日本の文化や生活にも慣れていくような工夫がなされており、日本人のみではなく外国籍の子どもや家庭にも目を向けている。

(4) アレルギーなどの疾患をもつ子どもへの対応

アトピー性皮膚炎、気管支喘息、アレルギー性鼻炎などアレルギーにも種々だが、近年では特に食物アレルギーの子どもたちの増加が一途を辿っている。それらの背景には住環境、食環境、大気汚染など様々な要因がいわれているが保育所においてもアレルギー疾患をもつ子どもへの食の対応が近年特に求められてきている。食物アレルギーには入所をしたその日から、医師と家庭と保育所が連携した対応が必要であり、アレルギーの原因と進行状況、発達年齢などにも考慮した食事内容を考えなくてはならず、専門的な知識も求められる。

保育所の給食室では毎日の献立を考え、大きな鍋で利用する多くの子どもの食事を調理しているが、こうした個別の子どもの状況に応じた食事を別に作るとなると忙しい調理室のなかでは大きな負担となる。そのようななかでも、子どもの体調に合わせた食事を調理し、アレルギーに限らず他の病気の時も同じである。朝の母親との会話のなかで「少し下痢気味である」「今日は若干熱っぽい」などと言われた時には、子どもの体調に合わせた内容の献立に切り替えられるように配慮される。個々の子どもの体調に応じた給食の提供は現在ではほとんどの保育所で実施され、母親などへの食事のアドバイスなども保育士と給食室の職員が連携して行なっている。

また、アレルギー原因物質除去の料理を提供するときには、子どもの精神的な側面までも配慮される。2歳近くなると、「みんなと一緒にものを食べたい」という子どもの訴えがあり、見た目も他の子どもたちと同じにしないと食べなかつたり、他の子の食事に手を伸ばしてしまうことがあるという。こうした子どもの心の育ちにも配慮しながら「コピー食」という見た目も同じような食事にするように工夫もなされるようになっている。

5. 考察

食の提供とその保障は、社会福祉援助の歴史のなかで重要な一部として位置づけられてきたし、これからもそうでありつづけるだろう。働く親とその子どもへの福祉という2つの側面に携わる保育所において「食」がどのように取扱われ、日々の実践に意味をもたらしているのか、今日的な課題や家庭への支援への新たな可能性を考えるにあたって「給食」に着目した。

保育所給食は、その歴史を振り返ると、給食を保育の一環として位置づけ、食を土台として子どもの育ちを支えるとともに子育て家庭を支える食のあり方を考え続けてきた歴史でもあるといえるだ

ろう。それぞれの時代背景のなかで親の願いやニーズに対して、保育所が真摯に受け止め、限られた人員や環境のなかで少しずつ保育内容とともに拡充が図られてきた。こうした保育所給食の取組みから学ぶことは、子どもの24時間の生活を視野に入れ、それぞれの子どもと家庭状況をより具体的に理解しなくてはならないということである。

これらを踏まえ、今日的な社会情勢のもとでの支援としては、まず一つ目に給食という食の保障を通して家庭での生活の不安を軽減することが求められる。子育て家庭が現在直面している生活の困難さは様々であるがこうした親の余裕が失われるなかで、まずは家庭生活の安定を図らなくてはならない。雇用形態や就労時間などが家庭生活に及ぼす影響ははかりしれない。食は日々の生活のなかで、待たないで繰り返される行為である。そうしたなかで、保育所が子どもの食事にとても気を配ってくれているということが、給食内容や保育活動のなかでも感じる事ができれば、親の精神的な安定につながっていくと考えられる。また、延長保育における夕食の提供というように、保育サービスの選択を広げることもそうした一つの試みでもあり、親の余裕に対応しながら帰宅後の家庭生活の安定をはかることが求められている。

二つ目としては、保育所で子どもが過ごす時間が長くなっていくなかで子どもの居場所としての環境をどのように整えていくかである。家庭や親にしか出来ないことがあるということを前提として、保育所のできる範囲内での家庭の役割をどのように保障していくかである。子どもにとって保育所は、遊びや学習の場である一方で、食事や昼寝（睡眠）をしたりと生活の場としての要素が強い。したがって、「食・住」を提供している保育所の役割は大きい。これまでは、一つの教室のなかでそれらすべての活動が行なわれてきたが、今後は、子どもが生活する「大きな家」として保育環境をどのようにして整えていくかが課題であるといえよう。壁のしつらえや、「寝食分離」といわれるように活動の場の工夫などもそれに含まれる。さらに、そのなかでの「食」の役割は大きい。給食内容の充実が図られるなかで、「何を食べるか」に合わせて「どんな雰囲気食べるか」は重要な視点である。仲間同士との食事を楽しく、会話があふれる食事への意図的な配慮も必要である。また、調理済みの食材の拡大や、家庭内でも調理に立ち会うことが少ないなど生活体験が乏しくなるなかで、旬の食材を知ったり、野菜や魚に触れたり、どのようにして料理されていくのを見たり、聞いたりする機会が少なくなっているのも実情である。作る人が見え、時には体験的な機会を与え、給食室との会話ができ、食器はどのように洗い、残飯はどのように処理されていくのか、そうした日常の匂いや音の聞こえる給食室との関係を深めていくことが求められている。

さらに三つ目は、集団保育のなかでの個別性の問題である。保育の場においてもソーシャルワークの視点が近年、特に強調されるようになってきている。様々な家庭環境から通う子どもたちの生活にどこまで近づくことができるのか、個別の課題やニーズを支えるにあたっての保育サービスのなかである意味での個別性の高い、援助展開が求められている。給食においても、ただ食べものを食べさせるのではなく子どもの心身に関する情報や、家庭状況などを知り、保育士のみではなく、給食職員を含めたそれぞれの立場と専門性をいかし、より密接した連携が必要となっている。だからこそ、給食室の職員も子どもの顔と名前を知り、献立と合わせながらも子どもに向き合いながら給食を提供する必要がある。また、こうした取組みが保育所の垣根を越えて、地域の給食職員同士の交流や学習会などにより、それぞれの保育所が抱える課題や情報を共有することがさらなる、保育所給食の質と対応への工夫をより豊かなものにするのではないだろうか。

このような考察にもとづくと、保育所給食が子どもや家庭に果たす役割は限りなく大きい。今日のように多様で潜在化した生活問題を抱える子育て家庭への対応が求められるなかで、現実としての子育て家庭の生活を具体的に理解し、子どもだけではなく親も子も支える機能としての給食の在り方が問われている。「食」が持つ多くの要素と可能性を用いながらさらなる「食」の保障を通し

での支援が望まれるであろう。

おわりに

給食に関しては、多くの分野にて研究されているが、本研究で強調したいのは社会福祉という「生活を支援する」という立場から「食」を捉えるという意義である。現在、保育の現場においては、相談援助の比重は年々増してきており、急速な対応が必要になっている。送迎時の母親との立ち話だけではなく、これまで余り保育所にはなかったプライバシーへの配慮をした相談室を設けている保育所なども出てきている。

今後は、保育所には豊かな保育力とともに極めて高い臨床的な力量をもったソーシャルワーク実践が求められているのである。実際の相談場面では、親や子どもの置かれている家庭状況の複雑性をつかみ、より具体的な生活の理解につなげていかなくてはならない。そうしたなかで、「食事」は子どもの発達と家庭の本質に関わる領域であり、抵抗なく相互の理解を深めることができ、効果的なアセスメントと支援関係の樹立が可能になるのではないだろうか。

こうした視点をもとに、今後も「食事」にこだわりながらさらなる支援の展開へと検討していきたい。

謝辞

本研究を進めるにあたり、どんぐり保育所の北方幸江先生と、東保育所の小笠原瑞枝先生には貴重な意見と、資料を提供して頂きましたことを心より感謝いたします。

引用文献

- 2) 室田洋子 (2007) 『家族コミュニケーションを食卓からみる』発達 28(111), p.46
- 3) 窪田暁子 (1989) 『食事状況に関するアセスメント面接の生まれるまで
—生活の状況把握と理解の方法としての臨床的面接』生活問題研究13p.55-80
- 4) 水嶋敏子, 杉山隆一 (2003) 『保育所から給食室がなくなる！？』かもがわ出版p.15
- 5) 水嶋敏子『保育所保育指針に見る保育所給食のこれまでとこれから』(2000) 保育所の研究No.17 p.21

参考文献

- 植田章 (2001) 『はじめての子育て支援—保育者のための援助論—』かもがわ出版
- 岡村正幸 (2001) 『はじめての相談理論』かもがわ出版
- 給食と子どもの育ちを考える会 (2009) 『保育所給食と子どものゆたかな育ち』かもがわ出版
- なごや保育・子育て政策研究会 (2008) 『なごや保育・子育て政策—子どもたちにとって「最善の利益」を実現するために—』愛知保育団体連絡協議会
- 名古屋市子ども青少年局 (2008) 『名古屋市の保育』
- 橋本宏子 (2006) 『戦後保育所づくり運動史—「ポストの数ほど保育所を」の時代』
ひとなる書房
- 全国保育団体連絡会・保育研究所編 (2008) 『保育白書』ひとなる書房
- 福知栄子 (2006) 『子どもの育ちと家族援助』高菅出版
- 室田洋子 (2003) 『心を癒す食卓—子どものサインをどう受けとめるか—』芽ばえ社
- 結城俊哉 (1998) 『生活理解の方法—食卓から社会福祉援助への展開—』ドメス出版